

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市政務活動費の交付に関する条例(平成13年福岡市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

- 第2条 会派の代表者(以下「代表者」という。)及び交付対象議員(条例第4条第2項に規定する議員をいう。以下同じ。)は、政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費交付申請書(様式第1号(会派用)又は様式第1号(議員用))を議長を経由して市長に速やかに提出しなければならない。
- 2 代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、政務活動費交付変更申請書(様式第2号)を議長を経由して市長に速やかに提出しなければならない。
- 3 交付対象議員は、第1項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、政務活動費交付申請事項変更届(様式第3号)を議長を経由して市長に速やかに提出しなければならない。
- 4 代表者及び交付対象議員は、第1項に定める場合のほか、毎年4月1日(その日が休日(福岡市の休日を定める条例(平成2年福岡市条例第52号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)に第1項の政務活動費交付申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(会派の届出等)

- 第3条 条例第11条に規定する会派の届出の様式は、会派結成届(様式第4号)、会派異動届(様式第5号)及び会派解散届(様式第6号)によるものとする。
- 2 議長は、前項の届出を受理したときは、会派届出通知書(様式第7号)により市長に通知しなければならない。

(収支報告書の様式)

第4条 条例第12条第1項に規定する収支報告書の様式は、政務活動費収支報告書(様式第8号(会派用)及び様式第8号(議員用))によるものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第5条 議長は、条例第12条第1項の規定により提出された収支報告書及び条例第13条第2項の規定により提出された領収書等の証拠書類の写しの写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書の閲覧)

- 第6条 条例第16条第2項に規定する収支報告書の閲覧は、当該収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日(その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)からすることができる。
- 2 前項の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

別記様式

様式第1号（会派用）

政務活動費交付申請書

年 月 日

（あて先）福岡市長
（福岡市議会議長経由）

会 派 名
代 表 者 ⑩

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第2条第1項及び第4項の規定により、
下記のとおり 年度政務活動費について申請します。

記

- 1 所属議員数 人（ 月 日現在）
- 2 申請額 円（ 年 月～ 年 月分）

様式第1号（議員用）

政務活動費交付申請書

年 月 日

（あて先）福岡市長
（福岡市議会議長経由）

会 派 名

議 員 名

㊦

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第2条第1項及び第4項の規定により、
下記のとおり 年度政務活動費について申請します。

記

1 所属会派名

2 申請額

円（ 年 月～ 年 月分）

様式第2号

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長
(福岡市議会議長経由)

会 派 名

議 員 名

㊦

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第2条第2項の規定により、下記のとおり 年度政務活動費について変更を申請します。

記

1 変更時期

2 所属議員数

人 (変更前 人)

3 申請額

円 (変更前 円)

様式第3号

政務活動費交付申請事項変更届

年 月 日

(あて先) 福岡市長
(福岡市議会議長経由)

会 派 名

議 員 名

印

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第2条第3項の規定により、下記のとおり 年度政務活動費申請事項の変更について届け出ます。

記

1 変更時期

2 所属会派名

様式第4号

会 派 結 成 届

年 月 日

(あて先) 福岡市議会議長

会 派 名

代 表 者

印

福岡市政務活動費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会 派 名

2 代 表 者

3 経 理 責 任 者

4 所 属 議 員 数

5 所 属 議 員 氏 名

様式第5号

会 派 異 動 届

年 月 日

(あて先) 福岡市議会議長

会 派 名

代 表 者

㊦

福岡市政務活動費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

様式第6号

会 派 解 散 届

年 月 日

(あて先) 福岡市議会議長

会 派 名

代 表 者

㊟

福岡市政務活動費の交付に関する条例第11条第2項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

1 会 派 名

2 解散年月日

様式第7号

会派届出通知書

第 年 月 日 号

(あて先) 福岡市長

福岡市議会議長 印

福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程第3条第2項の規定により、下記のとおり届出がありましたので通知します。

記

- 1 会 派 名
- 2 届 出 事 由
- 3 会派から議長に対する届出書の写し (別添)

様式第8号（会派用）

政務活動費収支報告書

年 月 日

（あて先）福岡市議会議長

会 派 名
代 表 者
経 理 責 任 者

㊦
㊦

福岡市政務活動費の交付に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入

項 目	金 額	摘 要
政務活動費交付金	円	
預 金 利 息		
合 計		

2 支 出

項 目	金 額	摘 要
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費		
研 究 研 修 費		
広 報 費		
広聴・住民相談費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
補助員等雇用費		
調 査 旅 費		
事 務 所 費		
諸 事 務 費		
合 計		

3 剰余金

収入額 円 - 支出額 円 = 差引残額 円

様式第8号（議員用）

政務活動費収支報告書

年 月 日

（あて先）福岡市議会議長

会 派 名
議 員 名

㊟

福岡市政務活動費の交付に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入

項 目	金 額	摘 要
政務活動費交付金	円	
預 金 利 息		
合 計		

2 支 出

項 目	金 額	摘 要
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費		
研 究 研 修 費		
広 報 費		
広聴・住民相談費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
補助員等雇用費		
調 査 旅 費		
事 務 所 費		
諸 事 務 費		
合 計		

3 剰余金

収入額 円 - 支出額 円 = 差引残額 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の福岡市政務活動費の交付に関する条例施行規程別記様式の規定は、福岡市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年福岡市条例第 5 号）の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に福岡市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例による改正前の福岡市政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年福岡市条例第 2 号）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。